

広報

# さがら

2006

4月

第310号

入学  
おめでとう!



南小学校 37名



北小学校 7名



中学校 57名

平成18年度の相良村…………… P 2  
 相良村議会定例会他…………… P 4  
 トピックス…………… P 6  
 議会だより…………… P 9  
 保健福祉のひろば…………… P10  
 村税納期について…………… P13  
 お知らせ…………… P14  
 区長・班長名簿…………… P16  
 カレンダー…………… P17  
 人口・世帯他…………… P18

シンボル

- 村花／福寿草
- 村木／茶の木
- 村鳥／セキレイ

発行日／平成18年4月20日

編集・発行／熊本県球磨郡相良村企画課

☎ 0966 - 35 - 1030 FAX 0966 - 35 - 0011

ホームページURL <http://www.vill.sagara.lg.jp/>

# 平成18年度の相良村

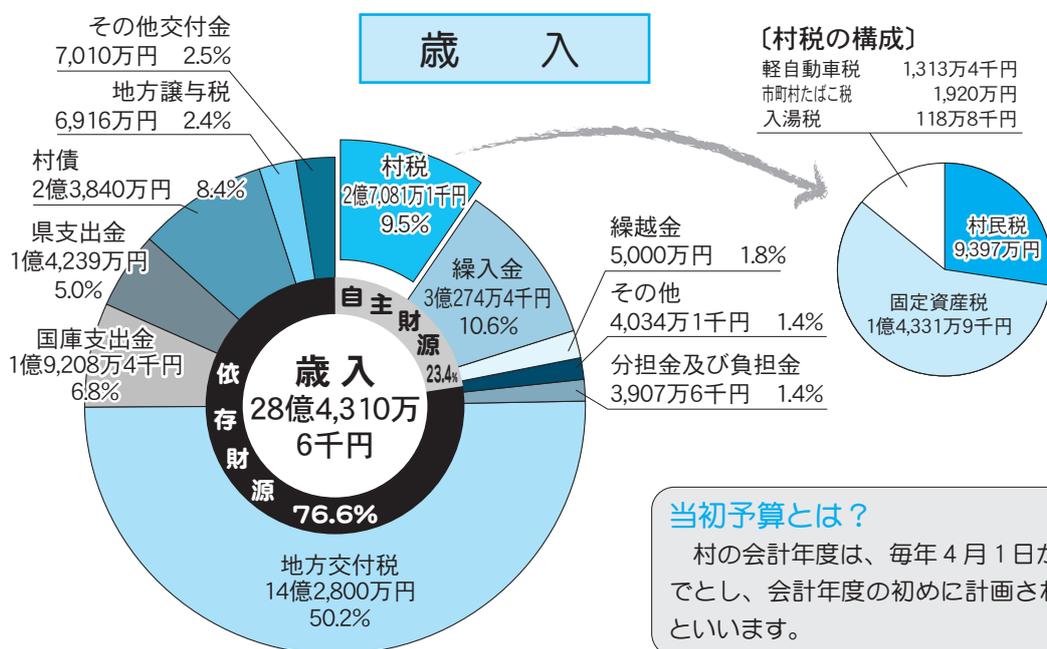
## ～平成18年度当初予算～

平成18年度の当初予算が相良村議会3月定例会で可決されました。

### 一般会計

村の会計の基本となるのが一般会計です。村税収入や国・県からの交付税などを財源とし、福祉の充実や道路整備など村の基本的な施策などに使う経費となります。

今年の一一般会計の予算総額は合併50周年事業・継続事業など28億4310万6千円で、新規事業の抑制により、前年度当初予算と比べて1億9522万8千円（6.4%）減額となりました。



### 当初予算とは？

村の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度の初めに計画された予算を当初予算といいます。

### 用語の説明

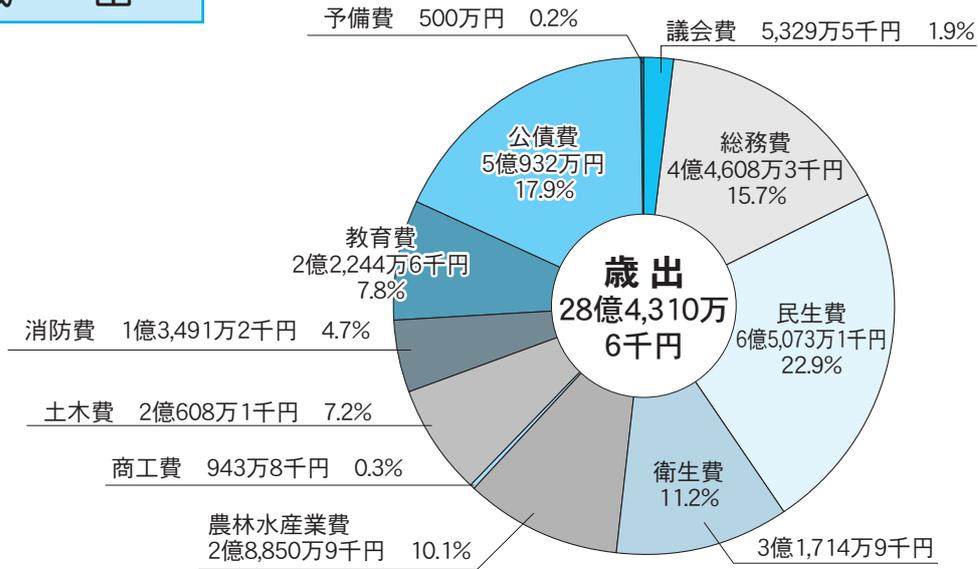
- ◆村税 村民のみなさんから納めていただく税金や会社の法人村民税など
- ◆繰入金 各種基金などから一般会計へ繰入れたお金
- ◆地方交付税 いったん国税として納められた所得税、法人税、酒税、たばこ税を一定の基準に基づき、地方公共団体の財政力に応じて交付されるお金
- ◆国庫支出金 国が地方公共団体に対してその経費（教育、社会保障、公共事業など）の全部又、一部に充てるために交付する負担金や補助金
- ◆県支出金 村が行う事業に対して、県から交付される使い道が決まっているお金
- ◆村債 事業を行うために借り入れるお金
- ◆地方譲与税 手続上、国税として納税されている税金で、その全部又は一部が、一定の基準で地方公共団体に譲与されるもの。地方道路譲与税、石油ガス譲与税など。

### ◆村民1人あたりに使われる予算

（3月31日現在 人口5,532人）

| 衛生費     | 民生費      | 総務費     | 議会費    |
|---------|----------|---------|--------|
| 57,330円 | 117,630円 | 80,637円 | 9,634円 |

# 歳出



## 特別会計

特定の事業を行うとき、一般会計とは別に経理をする会計を特別会計といいます。

本村では、現在国民健康保険事業など6つの特別会計があります。

### 平成18年度特別会計予算の状況

(単位：千円)

| 会計名       | 平成18年度  | 対前年度伸率 |
|-----------|---------|--------|
| 国民健康保険    | 594,609 | 99.7%  |
| 老人保健      | 573,816 | 100.6% |
| 介護保険      | 570,400 | 98.9%  |
| 簡易水道      | 112,072 | 81.7%  |
| 農業集落排水    | 700,000 | 62.1%  |
| 緑資源公団分収造林 | 3,272   | 88.6%  |

## 主な事業と予算額

- ◆総務費
  - ・合併50周年記念式典関係 670万4千円
  - ・パソコンなどの電子計算費 3,644万8千円
- ◆民生費
  - ・老人福祉関係 4,697万5千円
  - ・障害者福祉関係 1億1,552万8千円
  - ・児童福祉関係 3億205万1千円
  - ・国民健康保険特別会計への繰出金 4,033万7千円
- ◆衛生費
  - ・簡易水道特別会計への繰出金 7,101万3千円
  - ・健康診査 3,436万1千円
  - ・乳幼児医療給付費 1,712万4千円
  - ・環境総務費 1億810万6千円
- ◆農林水産費
  - ・各種団体等への補助金 466万8千円
  - ・農道整備 2,240万7千円
- ◆商工費
  - ・相良ビジネス研究促進事業 150万円
  - ・公園管理 303万6千円
- ◆土木費
  - ・道路工事 8,100万円
  - ・村営住宅建設 2,780万円
- ◆消防費
  - ・積載車購入 540万円
- ◆公債費
  - ・元金 4億2,480万円
  - ・利子 845万2千円

### 教育費



40,211円

### 消防費



24,388円

### 土木費



37,253円

### 商工費



1,706円

### 農林水産費



52,153円

平成18年相良村議会が開催され、次のとおり決定されました。

### 第3回相良村議会定例会 (平成18年3月10日～17日)

#### 【議案】

|   |      |
|---|------|
| 平成17年度相良村一般会計補正予算(第8号)                                | 原案可決 |
| 平成17年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                          | 原案可決 |
| 平成17年度相良村老人保健特別会計補正予算(第3号)                            | 原案可決 |
| 平成17年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第3号)                          | 原案可決 |
| 平成17年度相良村緑資源機構分収造林特別会計補正予算(第1号)                       | 原案可決 |
| 平成17年度相良村介護保険特別会計補正予算(第3号)                            | 原案可決 |
| 平成18年度相良村一般会計予算                                       | 原案可決 |
| 平成18年度相良村国民健康保険特別会計予算                                 | 原案可決 |
| 平成18年度相良村老人保健特別会計予算                                   | 原案可決 |
| 平成18年度相良村簡易水道特別会計予算                                   | 原案可決 |
| 平成18年度相良村農業集落排水特別会計予算                                 | 原案可決 |
| 平成18年度相良村緑資源機構分収造林特別会計予算                              | 原案可決 |
| 平成18年度相良村介護保険特別会計予算                                   | 原案可決 |
| 指定管理者の指定について  | 原案可決 |
| 球磨郡障害者認定審査会の共同設置に関する協議について                            | 原案可決 |
| 相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    | 原案可決 |
| 相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   | 修正可決 |
| 相良村教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について       | 修正可決 |
| 相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   | 原案可決 |
| 相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                            | 原案可決 |
| 相良村奨学生選考委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について                      | 原案可決 |
| 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について | 原案可決 |
| 相良村教育委員会委員の選任同意について                                   | 原案同意 |
| 任期満了に伴い權頭博さん(中四浦)が再任されました。                            | 原案同意 |
| 相良村固定資産評価員の選任同意について                                   | 原案同意 |
| 固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、高田義弘さんが選任されました。             | 原案同意 |

#### 【請願】

|                    |      |
|--------------------|------|
| 排水路の設置に関する請願書について  | 継続審査 |
| 補助教諭の配置に関する請願書について | 不採択  |

#### 【発議】

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 川辺川水系の堤防改修及び水質保全に関する意見書 | 原案可決 |
|-------------------------|------|

## 【一般質問】

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1 合併50周年記念事業について    | 10 農業改良指導員の派遣について       |
| 2 行財政改革推進と計画実行について  | 11 農薬使用について             |
| 3 今後の矢上村政の施政方針について  | 12 入札・契約制度のあり方について      |
| 4 子供の安全対策は          | 13 議会の活性化について           |
| 5 防犯対策について          | 14 福祉行政としての緊急通報システムについて |
| 6 平成18年度の当初予算編成について | 15 相良村の農業の将来について        |
| 7 村有財産の有効活用の推進について  | 16 子供の安全と防犯について         |
| 8 介護保険、支援費制度について    | 17 障害者自立支援法改革の対応について    |
| 9 産業振興について          | 18 新利水事業計画について          |

## 第4回相良村議会臨時会 (平成18年3月29日)

### 【議案】

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 平成17年度相良村一般会計補正予算(第9号)           | 原案可決 |
| 平成17年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)     | 原案可決 |
| 平成17年度相良村老人保健特別会計補正予算(第4号)       | 原案可決 |
| 平成17年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第3号)       | 原案可決 |
| 平成17年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第4号)     | 原案可決 |
| 相良村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 修正可決 |

### 平成18年度 教職員人事異動

#### 《相良南小学校》

・転入者(前任校)  
▽教諭 生田美智代

(人吉市立東間小学校)  
▽教諭 山本裕子

(山江村立山田小学校)  
・転出者(転出校)

▽教諭 木原まゆみ  
(水川町立氷川中学校)

▽教諭 光永万美  
(山江村立万江小学校)

▽講師 秋山紗登子  
▽講師 田山果林

#### 《相良北小学校》

・転入者(前任校)  
▽主任事務 池下貴子

(錦町立一武小学校)  
・転出者(転出校)

▽主任事務 前原千朗  
(錦町立西小学校)

#### 《相良中学校》

・転入者(前任校)  
▽教諭 久保田規史

(八代市立第二中学校)  
▽教諭 吉田真紀

(熊本市立田迎小学校)  
▽事務 鳴松里香

・転出者(転出校)  
▽教諭 三浦寿史

(熊本市立託麻南小学校)  
▽教諭 松村芙美

(山鹿市立鶴城中学校)

### 役場職員の人事異動

平成18年4月1日付  
( ) 内は前職

▽兼企画課長(総務課長)  
愛甲正剛

▽建設課長(企画課長)  
岩崎健治

▽農業委員会事務局長(建設課長)  
松永哲男

▽企画課参事(監査委員事務局書記兼議事事務局書記)  
加江文代

▽監査委員事務局書記兼議事事務局書記(保健福祉課主事)  
廣松理加

▽総務課技能労務(新採)  
富永得治



# 総合防災訓練

柳瀬権現橋右岸河川敷一帯において3月19日、「土砂災害及び山林火災総合防災訓練」が実施されました。

訓練には相良村消防団（団長他第1・2・7・8・9分団107名）と人吉下球磨消防組合、九州救助犬協会が参加し、車両及び家屋からの救助、遠距離放水及びジェットシューターによる消火活動等の訓練を行いました。

また、防災ヘリ「ひばり」による空中消火や傷病者を収容し搬送する訓練も行われ、多くの観覧者が訪れていました。



ヘリコプターによる救助



消防団により土砂を除去しての救助



緊張した訓練の様子を見にたくさんの方が集まりました。



訓練に参加した救助犬



閉会の様子

よろしくお願ひします。

## 新 消防団長紹介

任期満了により平成18年4月1日付けで、吉松利則さん（上川上）が消防団長に任命されましたのでご紹介します。

## 大盛況! 第3回定期演奏会



— 相良中学校吹奏楽部 —  
3月26日(日)あさぎり町の須恵文化ホールで、第3回の定期演奏会が開催されました。コンサートは3部に構成され、1部は、2005・2006年のコンクール課題曲等、2部では、ソロ・アンサンブルのコンサート、3部では、ポップス・ステージと盛りだくさんの内容でした。プログラム最後は、普段見ることができない先生方によるステージで、会場いっばいに歓声が沸きました。

部の活動は、心を磨くことを目標としており、「音は生活、生活は音」をサウンド・ポリシーに平成17年度も各種イベントに参加して、保護者会をはじめとするたくさんの方の協力により活動されました。

1年間の感謝の気持ちを込めて開催された定期演奏会は、大盛況に終わりました。



卒業生も参加して松村先生最後の演奏会



先生方による楽しいステージ

## 婦人会が一つに

去る3月31日付けで相良村北婦人会が解散いたしました。

このことにより、相良村には南婦人会のみが活動することとなりましたので、本年4月1日付けで、「相良村婦人会」として、新たに活動することといたしました。

本会は、従来どおり婦人会活動を振興し、地区支部婦人会との連携を図りながら、会員相互の親睦を深め、婦人としての教養と地位向上に努めると共に、地域社会の平和と福祉に寄与することを目的に活動していきます。

現在、楽しく活動する相良村婦人会の主旨に賛同され、一緒に活動して下さる方をお待ちしております。

今後とも新生「相良村婦人会」にご支援・ご協力くださるようよろしくお願いいたします。

相良村婦人会長 紫安まき子

## 高齢者の交通安全!!

人吉地区交通安全協会相良支部主催の交通安全グラウンドゴルフ大会が3月27日(月)総合グラウンドにおいて、村老人クラブ連合会・村グラウンドゴルフ協会の協力により、開催されました。

大会では、各コートに分かれてプレーを楽しみ、上位3名が表彰されました。結果は次のとおりです。(敬称略)

### Aコート

- 一位 平山義幸 35打
- 二位 豊永豊臣 36打
- 三位 桑原建二 37打

### Bコート

- 一位 有田チエ子 31打
- 二位 土肥富夾 37打
- (ホールインワン2回)

- 三位 平田正晴 37打

### Cコート

- 一位 豊原秀孝 27打
- 二位 赤坂 勝 32打
- 三位 渡邊善光 35打



講話に耳を傾ける参加者

大会終了後は、人吉警察署交通課長内田義朗氏及び交通課交通指導係長松下幸博氏より高齢者の交通安全についての講話があり、147人の参加者は熱心に耳を傾けていました。また、参加者全員に反射リストバンドが配布されました。

## 美しい相良村、 ありがとう



このたびは、将来の私のキャリアを考えた上、語学アシスタントの職を辞さなければならなくなりました。

2006年3月31日をもって、その日から私の目指している映画監督になる、という目標に向かい邁進して行くつもりです。マネージャーの方、同僚、生徒達そしてこの相良村のコミュニティで、このような素晴らしい機会を与えて下さったことを心から感謝しています。

思えば英語教師として課せられた役目の中で、文化の多様性、自律精神など様々なことをこの経験の中で学ばせていただきました。

村での活動、祭典、そして

生徒達についての研究、執筆活動を行えたことは私の誇りであり、強い自信に繋がっています。

私の異文化に対する洞察眼そして感性を培わせてくれた、このような他では経験できない素晴らしい経験を与えて頂いたことは一生忘れません。

相良村、相良の教育委員会、全ての学校、そしてこの温かい職場で出会った全ての人々、そしてJETプログラムとその参加者に素晴らしい未来が来ることを心から願っています。私も自分の将来に邁進します。私の成功も楽しみにしていただくできれば幸いです。この経験で、みなさんの心からの優しさに触れ、人間関係を築けたことは非常に貴重な経験でした。

私はこの美しい相良村、出会った心優しい人々、そしてこのご恩を一生忘れることはありません。本当にありがとうございました。心をとめて

2006年3月24日  
パーク ジェレミー

## 石綿(アスベスト)健康被害者及び ご遺族への大切なお知らせです。

平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。申請や請求書の受付は平成18年3月20日から開始。まずは、早めにご相談を！

◎労災保険法等で補償されない石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方のご遺族に対して、医療費等の救済給付が支給されます。一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、当面は、独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所  
環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>  
環境再生保全機構ホームページ <http://www.erca.go.jp/>  
フリーダイヤル 0120-389-931  
環境省地方環境事務所所在地 <http://www.env.go.jp/region/>

◎石綿(アスベスト)を取り扱う作業に従事したことにより中皮腫や肺がん等を発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金が支給されます。給付金の支給を希望する遺族の方は、最寄の労働基準監督署にご相談のうえ、請求手続きを行なってください。

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>  
都道府県労働局所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>  
全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

## 議会だより

### 3、銀座熊本館

○場所 東京都中央区銀座

○熊本県が設置運営

1階の「くまもと観光物産プラザ」内の約10平方メートルのスペースと2階の「くまもとサロン」を熊本県内の観光、物産振興などに関するところで、熊本県のPRにつながる内容で借りることができる。

常設されている物産に相良村の茶と焼酎「川辺」があった。相良村の物産をPRする際に活用できる施設である。

### 4、ふるさと情報プラザ

○場所 東京都千代田区有楽町

○(財)地域活性化センターにより運営

①全国の自治体のパンフレット提供

②地域プロモーションへの支援

③ふるさと情報新聞コーナー  
④センターインフォメーションコーナー  
以上の事業を行っている。

研修を行った際には、「岐阜県の地酒まつり」と言うPRイベントが開催されていた。

③④の施設とも相良村の物産をPRする際に活用できる施設であり、地方と都市のつり合いの良さを感じる。「井の中の蛙」では何も展開がない。

都会とタイアップをし、できることの発想を生み出すことも大事であると感じた。

5、相良村四浦出身で事業家として活躍しておられる赤坂昭博氏と情報交換会

地方行政は年々厳しい状況のなかでどう対応していくかというアドバイスを受けた。

ア、村執行部、議会、村民が一丸になって物事に対して取り組む姿勢、考えが必要である。

イ、現在は、魅力ある相良村とは言い難いが、魅力ある村をつくるにはどうしたら良い

のか村民一丸となれば、先が少ずつ開けるのではなからうか。そういう助言をいただいたので、率直に受けとめ今後の村政に活かしていきたい。

6、神奈川県宮ヶ瀬ダム研修

最大級の選択取水装置

下流にきれいで適度な水温の水を流すよう選択取水装置を設置。取水量55<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/sec

利用水深68m、取水塔全高92m。堤体支持形円形多段式ゲートの選択取水設備。

この装置による調整も限界があり、目的の機能を完全に果たすことは困難である。

また、このダムは水道用水としての役割も大きいため、ダム湖の水質に注意を払って環境面に力を入れている。説明の中では、「ダム湖の水も放流している水も綺麗でしょう」との話があつたが、私達の見目では綺麗とは言えない印象だつた。

小学生も多く見学に訪れ、日曜日と水曜日に行われる観光放水にも多くの観光客が訪れるそう。ちょうど我々が訪れた時に観光放水があり、15人ほどの観光客があつた。

下流の川が渇水により川底の石が汚れた際に綺麗にするための対策として「フラッシュ



○場所 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬

○目的 洪水調節・流水の正常な維持・水道用水・発電

○ダム形式 重力式コンクリートダム

・堤高156m 日本第6位

・堤長400m

・堤体積200万<sup>3</sup>m 日本第1位

・総貯水容量193百万<sup>3</sup>m

・有効貯水容量183百万<sup>3</sup>m

・事業費約4,000億円

「ユ放流」を行っているそうだが、効果については、どうなのか判らないとのことだつた。

7、研修を終えて

今回の研修において「百聞は一見にしかず」ということもありまして、「まだまだ勉強しなければならぬ」と率直に感じましたし、研修をより有意義にするには、矛盾点を深く考えていくことも大事であるのではなからうかと思いました。

今後は、全議員が勉強してきたことを議会活動に一層反映できるよう努力が必要であると再認識いたしました。



宮ヶ瀬ダム

## 保健福祉のひろば

お問い合わせは  
保健福祉課（直通）  
☎35-1032

国保係-内線25 戸籍係-内線29  
保健係・生活環境係-内線26  
福祉係-内線24・28まで

## 国民年金 インフォメーション



平成18年度から国民年金制度が変わります。

### ◎納付関係

保険料額が改正されます。

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引上げされ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで、毎年度月額280円引上げられ最終的に月額16,900円となる予定です。これは、急速な少子高齢

化に対応するため、年金を支える力と給付のバランスを取る仕組みを導入することにより、極力保険料の上昇を抑え、将来の保険料額を明確としたものです。なお、基礎年金の国庫負担を1/3から1/2に引き上げることにより、どの世代でも納付した保険料の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◎給付関係

平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります。

平成17年の年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

満額の老齢基礎年金（79万2100円）の場合、月額で2000円の引き下げとなります。

平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払（4月及び5月分）から年金額が変更となります。

## 平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されます

○**拡充の内容** 支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

○**認定請求の手続きが必要です。** 新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

### 平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様

（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、**特段の手続きをする必要はありません。**

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

### 平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は**認定請求**、児童手当を受給していた保護者の方は**額改定認定請求の手続きが必要**となります。

### これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、**認定請求の手続きが必要**となります。

## 児童手当制度のしくみ

【問合せ先】保健福祉課 福祉係

- ①**支給対象** 児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。
- ②**支給手続き** 児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。（今回の制度改正に係る申請については、特例があります。）
- ③**支給月額** 第1子5,000円、第2子5,000円、第3子以降10,000円
- ④**支払時期** 児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- ⑤**所得制限限度額** 所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定しますが、収入ベースで夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。

|          |           |   |         |         |
|----------|-----------|---|---------|---------|
| 自営業の方    | 596.3万円未満 | → | 18年4月から | 780万円未満 |
| サラリーマンの方 | 780万円未満   | → | 〃       | 860万円未満 |

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

### 所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 自営業者<br>(国民年金加入者) | サラリーマン<br>(厚生年金等加入者) |
|---------|-------------------|----------------------|
| 0人      | 460万円             | 532万円                |
| 1人      | 498万円             | 570万円                |
| 2人      | 536万円             | 608万円                |
| 3人      | 574万円             | 646万円                |
| 4人      | 612万円             | 684万円                |
| 5人      | 650万円             | 722万円                |

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養家族がある者についての限度額（所得額ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※該当される方へは、郵送にて通知いたします。（通知がこない場合はご連絡ください。）

※本村での受付期限を5月12日（金）までとしておりますので、よろしくお願ひします。

## 病院等を受診されるみなさんへ

★病院等を受診される場合は、保険証と  
老人医療受給者証を必ず提示してください。



## 5月の小児科在宅当番医

(受診される場合には、医療機関へ連絡してください。)

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 3日  | 増田クリニック (22-3570)        |
| 4日  | やまむら医院 (45-0005)         |
| 5日  | 人吉総合病院小児科 (22-2191)      |
| 7日  | 堤病院附属九日町診療所小児科 (22-2251) |
| 14日 | 公立多良木病院小児科 (42-2560)     |
| 21日 | 増田クリニック (22-3570)        |
| 28日 | やまむら医院 (45-0005)         |

## ご存じですか？ 福祉サービスに関する 苦情解決制度

施設入所・通所、自宅への訪問など、福祉サービス利用者本人や家族のほか、状況をよく知っている代理の方でも相談できます。

▽相談日と時間

月曜日・金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時まで

【問合せ先】熊本県福祉サービス運営適正化委員会  
(熊本県社会福祉協議会内)

専用電話

☎ 096-324-5471

FAX 096-355-5440

電子メール

tekiseika@kumashakyo.jp

相談料は無料です。秘密は  
お守りします。お気軽に  
相談ください。



## 戦没者等の「遺族の皆様へ

### 特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順

番による先順位のご遺族お一人です。

1、弔慰金の受給権者

2、戦没者等の子

3、戦没者等と生計関係を有

しており、かつ、戦没者等と

氏が、同じである。

①父母②孫③祖父母④兄弟

姉妹

4、3以外の①父母②孫③祖

父母④兄弟姉妹

5、1から4以外のご遺族で、

戦没者等の死亡時まで引き続

き1年以上生計関係を有して

いた三親等内の親族

▽請求期間 平成17年4月1

日から平成20年3月31日まで

(平成17年4月1日から申請

手続きをしていない方)

【請求・問合せ先】

保健福祉課 福祉係

## 無料人権相談所開設

《秘密は守られます》

こんなことでお困りの方は、

お気軽にどうぞ！

◎家庭内(夫婦、親子、扶養

嫁、姑など)のことでなやん

でいるとき

◎相隣関係(通行、排水、境

界、日照など)で困っているとき

◎借地、借家(不当な明け渡

し、家賃値上げ、家賃の滞納

など)で困っているとき

◎相続・遺言(相続人、遺産

分割、遺言の方法など)でな

やんでいるとき

◎人権問題(村八分、名誉や

信用の侵害、公害、差別、い

じめ、体罰など)で困ってい

るとき

◎外国人が生活環境や価値観

等の相違で困ったりなやんだ

りしているとき

◎金銭問題(保証、クレジッ

ト、サラ金など)で困ってい

るとき

◎その他いろいろな心配ごと

や困りごとでなやんでいると

き

▽日時 5月9日(火)

午前10時～午後3時まで

▽場所 相良村畜産センター

▽相談担当者 人権擁護委員

【問合せ先】

熊本地方法務局人吉支局・

人吉人権擁護委員協議会

☎ 22-3393

## 犬を飼っている皆さんへ



現在、飼育されている畜犬は、狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。(生後91日以上で、室内犬を含みます。)

犬の登録および狂犬病予防注射を次のとおり実施します。ので最寄の場所です必ず登録され、狂犬病予防注射を受けてください。

▽注射日程 平成18年5月25

(日木)・26日(金)

\*会場は、後日回覧で通知し

ます。

\*登録は、犬の一生に1回と

なっております。

\*予防注射は、年1回です。

▽料金

・新規登録料金

一匹当たり 3,000円

・予防注射料金

一匹当たり 3,000円

【問合せ先】

保健福祉課 生活環境係

登録犬が死亡した場合、飼い主が変

# 村税納期一覧表

村税は村民としての会費です。納期までに納めましょう！



☆4月から、お近くの郵便局からも納付書により納めることができます。  
 ※平成18年度発行の納付書(㊦)が入った納付書(㊦)が対象になりますので、  
 ご注意ください。

| 納期  | 税目及び期別  |      |       |       |
|-----|---------|------|-------|-------|
|     | 国民健康保険税 | 村県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 |
| 4月  | 1期      |      |       | 全期    |
| 5月  | 2期      |      |       |       |
| 6月  |         | 1期   | 1期    |       |
| 7月  | 3期      |      | 2期    |       |
| 8月  | 4期      | 2期   |       |       |
| 9月  | 5期      |      |       |       |
| 10月 | 6期      | 3期   |       |       |
| 11月 | 7期      |      |       |       |
| 12月 | 8期      |      | 3期    |       |
| 1月  | 9期      | 4期   |       |       |
| 2月  | 10期     |      | 4期    |       |
| 3月  |         |      |       |       |

## 便利な口座振替のご利用を！

本村では村税等の口座振替を実施しています。

あなたのご指定の口座から自動的に引き落とし納税するため、納期を忘れる心配もなく、納期のとどに納税に出向く手間もかからず大変便利です。

### 対象税目等 (担当係)

- ①村県民税 (税務課課税係)
- ②固定資産税 (税務課課税係)
- ③国民健康保険税 (税務課課税係)
- ④軽自動車税 (税務課課税係)
- ⑤住宅使用料 (総務課財政係)
- ⑥介護保険料 (保健福祉課福祉係)
- ⑦保育料 (保健福祉課福祉係)
- ⑧相良村簡易水道使用料 (建設課上水道係)
- ⑨相良村下水道使用料 (建設課農業土木係)

### 取扱金融機関

- 村内 → 郵便局 (四浦、川、深水、柳瀬)  
球磨地域農業協同組合相良支所
- 村外 → 肥後銀行 (人吉支店、人吉駅前支店)  
人吉郵便局  
熊本ファミリー銀行人吉支店  
熊本中央信用金庫人吉支店 (利用出来ない税目等がありますので、担当にご確認ください)

### 〈手続方法〉

取り扱い金融機関に備え付けの「相良村税口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、お申し込みください。  
 ※持参するもの・・・預貯金通帳と通帳使用印鑑

# お知らせ

## さわやか長寿財団から 参加者募集

### ◎第18回シルバー作品展出品

▽参加資格 県内在住で、60歳以上の方（昭和22年4月1日以前に生まれた人）でアマチュア

▽出品作品

①出品部門は日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸部門とする。

②出品者により創作されたもので、他の作品コンクール等に出品したことがないものとする。

③1人1点

▽申込期間 平成18年4月10日（月）～6月30日（金）

▽展示期間 平成18年8月22日（火）～8月27日（日）

▽会場 熊本県立美術館分館

▽出品料 500円（作品搬

入日にお支払いください）

▽申込方法 所定の申込書により、郵送又はFAXで熊本さわやか長寿財団へお申込ください。ホームページからお申込できます。

▽注意 出品規格については、パンフレットでよくご確認のうえ、お申込ください。

### ◎第18回シルバー囲碁・将棋大会

▽参加資格 県内在住で、60歳以上の方（昭和22年4月1日以前に生まれた人）でアマチュア

▽募集定員 囲碁（男子140人、女子30人）・将棋70人

▽申込期間 平成18年4月10日（月）～5月8日（月）

▽開催日時 平成18年6月16日（金）（受付午前8時30分）

午前9時～午後5時

▽会場 熊本市産業文化会館

▽参加費 500円

▽種目

① 囲碁

・男子上級の部（4段以上）

・男子中級の部（3段・2段）

・男子初級の部（初段以下）

・女子の部

② 将棋

・上級の部（2段以上）

・一般の部（初段以下）

▽申込方法 所定の申込書により、郵送又はFAXで熊本さわやか長寿財団へお申込ください。ホームページからお申込できます。

### 【問合せ先】

〒860-0842

熊本市南千反畑町3-7

熊本さわやか長寿財団

☎ 096-354-3083

FAX 096-354-3103

### 『レッツ！ファミリィ キャンプ』参加者募集

▽期日 平成18年5月27日

（土）～5月28日（日）

▽場所 熊本県立天草青年の家

千元の森キャンプ場

▽対象 家族、一般

▽募集人員 30人

▽指導者 熊本県キャンプ協会

会員

▽参加費 2,500円（食費、保険料、材料費等）

\*海の活動は一人当たり別途500円

▽申込方法 電話での申込み

（先着順）

▽申込期間 5月14日（日）～

5月23日（火）午前9時から午

後5時まで

### 【申込み・問合せ先】

〒861-6102

上天草市松島町合津5500

番地

熊本県立天草青年の家

☎ 0969-56-1650

FAX 0969-56-1195

### 5月10日から6月9日は 野鳥保護指導取締等強化 月間です。

熊本県では、県民の皆さん

に野鳥保護への理解の呼びか

けを強めています。期間中は、

野鳥の違法捕獲や違法飼養の

防止について、普段よりさら

に力を入れることにしていま

すので、県民の皆さんのご協

力をお願いします。

自然の中で生活している野鳥

を勝手に捕獲することは、法

律で禁止されています。野生

鳥獣の『愛がん飼養』は、鳥獣は本来自然のままに保護し、観察するべきであるという理念に反するのみならず、鳥獣の乱獲を助長したり、その飼養形態によっては野生動物の虐待とも受け取られかねないおそれもあります。



繁殖期間でない8月から翌年の3月までは、捕獲許可を受けてメジロ、ホオジロの2種類に限り、1世帯に1羽だけ捕獲することができます。また、捕獲後はさらに飼養登録をしなければ飼うことができません。

### 【問合せ先】

熊本県球磨地域振興局森林保全課

☎ 244-4111（内線354）

熊本県自然保護課野生鳥獣班

☎ 096-383-1111

# 暮らしの行政なんでも相談

## 総合行政相談所

身の周りの行政や生活環境について、「困っている」、「どこに相談してよいかかわらない」などの相談はありますか？  
様々な疑問・悩みについて、専門の相談員がご相談にのります。

### ▽相談内容

税務相談（国税局）、不動産相談（宅地建物取引業協会）、法律相談（弁護士会）、登記・法律相談（司法書士会）、土地境界相談（土地家屋調査士会）、男女共同参画相談（行政相談委員）、行政一般相談（行政評価事務所）

### ▽場所

くまもと県民交流館「パレア」  
（鶴屋テパト東館）

### ▽日時

第1水曜日～第4水曜日  
（祝日は翌日）  
午前9時半～午後4時

### 【問合せ先】

総務省 熊本行政評価事務所  
☎ (096) 324-1662  
FAX (096) 324-1663  
ホームページ  
<http://www.soumu.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

## 憲法週間

手続相談会を実施します

▽日時 5月24日（水） 午前10時から午後3時まで

▽場所 熊本地方・家庭裁判所人吉支部 人吉市寺町1番地

☎ 23-4855

▽相談員 弁護士、調停委員、裁判所及び法務局の職員

▽相談内容 一般法律問題、家庭問題、金銭問題、交通事故問題等

## 悪徳商法に注意!! 5

相談事例（7時間に及ぶ長時間勧誘に負けて契約）・・・展示会商法

【相談者】30歳 女性 給与生活者

【概要】展示会で、長時間勧誘のすえ着物を契約してしまい、後日店舗で着物に合う帯を購入したが、不本意な契約であり解約したい。友人に着物が当たり店について行ったときに、他県でのイベントに昼食付き、交通費込みで千円で行けると誘われた。行っても買わないと言ったが、見るだけで適当に遊んで帰っていいからと言われたため、友人と参加した。当日は芸能人のトークショーの後、昼食もとらず約7時間着物の勧誘を受け、疲れて契約してしまった。キャンセルできないと言われ、署名させられた。後日店舗で買った着物に合わせて帯も買わされた。

【処理結果】契約に至る経緯について詳細に記載してもらい、業者本社に送付した。後日、センターであっせんした結果、業者は問題点を大筋で認め、全面解約に応じた。

相談事例（採取した血液をモニターで見せられて）・・・イベント会場で

【相談者】69歳 女性 家事従業者

【概要】テレビ局主催のイベントに行き、血管年齢を測った。末端まで血が通ってないと、私だけが別のテーブルへ連れて行かれ「血液検査するので、自分で採血してください」と言われた。指先を針で刺して検査ガラスに血をつけ、モニターで見ると細胞が鎖状に繋がっていた。「今はこの状態でも、5分間ブレスレットをつければ血がサラサラになる」と言われ、ブレスレットをつけた。その後、細胞がばらばらになった画像を見て効果があると思い、内金1万円を払って契約したが、よく考えるとモニターの映像が本当に私の血液だったか疑わしいので解約したい。ブレスレットには電磁波を防ぐ効果もあると表示されている。

【処理結果】相談者は2日目のイベント内の血管年齢測定コーナーを試してみようと思い立ち寄ったのであり、チラシ等も置かれておらず、商品を販売されるとは思っていなかった。又、商品を自由に選べる状況とはいえなかったことから訪問販売にあたるので、クーリングオフが可能であると助言。

### 【問合せ先】

熊本県消費生活センター

☎ 096 - 354-4835

相良村役場総務課

☎ 35-0211

FAX 35-0011

# 平成18年度の区長・班長さんです。一年間、お世話になります。

| 区番号 | 区名  | 区長名   | 班 | 班長名    | 世帯数 |
|-----|-----|-------|---|--------|-----|
| 1   | 上四浦 | 高岡 義之 | 1 | 中村 義隆  | 11  |
|     |     |       | 2 | 緒方今朝男  | 13  |
|     |     |       | 3 | 山口 文一  | 6   |
|     |     |       | 4 | 山形 正春  | 6   |
|     |     |       | 5 | 山村 孝行  | 10  |
| 2   | 中四浦 | 赤坂 勝  | 1 | 宮田 育男  | 18  |
|     |     |       | 2 | 岩本美智子  | 18  |
|     |     |       | 3 | 黒肥地 孝一 | 38  |
|     |     |       | 4 | 永里ヒ口子  | 22  |
| 3   | 初神  | 永井 義武 | 1 | 赤池 博幸  | 34  |
|     |     |       | 2 | 高田 克秀  | 28  |
|     |     |       | 3 | 黒木 亀男  | 14  |
| 4   | 下四浦 | 土肥 聖嘉 | 1 | 田 畠 均  | 33  |
|     |     |       | 2 | 岡崎 俊男  | 38  |
|     |     |       | 3 | 坂口 常之  | 25  |
| 5   | 上川上 | 橋口 勝則 | 1 | 宮原 博次  | 23  |
|     |     |       | 2 | 新川 博正  | 18  |
|     |     |       | 3 | 矢上 継雄  | 23  |
| 6   | 上川下 | 恒松 宣信 | 1 | 宮原 正典  | 25  |
|     |     |       | 2 | 恒松 宣信  | 26  |
|     |     |       | 3 | 松木 一美  | 14  |
| 7   | 松馬場 | 川邊 高德 | 1 | 木崎 洋紀  | 41  |
|     |     |       | 2 | 川邊 高德  | 26  |
|     |     |       | 3 | 丸目 照治  | 38  |
| 8   | 上園  | 徳永 秀光 | 1 | 地口 崇   | 36  |
|     |     |       | 2 | 福田 克美  | 18  |
| 9   | 永江  | 宮田 保一 | 1 | 中村 和弘  | 29  |
|     |     |       | 2 | 廣田 和典  | 25  |
|     |     |       | 3 | 宮崎 充   | 23  |
| 10  | 朝迫  | 松山 剛  | 1 | 三浦 正己  | 21  |
|     |     |       | 2 | 大場 博文  | 15  |
|     |     |       | 3 | 濱田 幸雄  | 24  |

| 区番号 | 区名  | 区長名    | 班 | 班長名   | 世帯数 |
|-----|-----|--------|---|-------|-----|
| 11  | 中央  | 伊東 政継  | 1 | 伊東 伸明 | 27  |
|     |     |        | 2 | 白石 明德 | 22  |
|     |     |        | 3 | 松本 春吉 | 38  |
|     |     |        | 4 | 宇田 誠  | 39  |
|     |     |        | 5 | 松本 武  | 19  |
|     |     |        | 6 | 生田 裕章 | 14  |
| 12  | 松葉  | 山口 堅吾  | 1 | 福田 勝博 | 41  |
|     |     |        | 2 | 林田 高虎 | 34  |
|     |     |        | 3 | 木崎万規子 | 42  |
|     |     |        | 4 | 川野 繁治 | 58  |
|     |     |        | 5 | 岩坂 豊秀 | 33  |
| 13  | 平原  | 恒松 秀嗣  | 1 | 倉田 正美 | 33  |
|     |     |        | 2 | 今井 義郎 | 32  |
|     |     |        | 3 | 豊永 守伸 | 28  |
|     |     |        | 4 | 米田 一喜 | 25  |
| 14  | 永谷  | 山口 美津子 | 1 | 平山 隆重 | 24  |
|     |     |        | 2 | 前田 智  | 15  |
|     |     |        | 3 | 東 恵喜  | 20  |
| 15  | 新村  | 東 敬志   | 1 | 内田 新一 | 28  |
|     |     |        | 2 | 内田 正廣 | 26  |
|     |     |        | 3 | 磯田 良一 | 20  |
|     |     |        | 4 | 有田 実  | 21  |
| 16  | 十島  | 岩本 正輝  | 1 | 西崎夕力子 | 22  |
|     |     |        | 2 | 入口 和文 | 22  |
|     |     |        | 3 | 山口 清隆 | 28  |
|     |     |        | 4 | 西本巳喜男 | 26  |
| 17  | 井沢  | 西 繁孝   | 1 | 中竹 英利 | 24  |
|     |     |        | 2 | 石川 正義 | 26  |
| 18  | 並木野 | 竹崎 英敏  | 1 | 竹崎 英敏 | 16  |
|     |     |        | 2 | 藤本 和夫 | 26  |
|     |     |        | 3 | 宮村 千敏 | 49  |
|     |     |        | 4 | 藏谷 熊雄 | 60  |

# 5月の行事予定

変更になる場合もあります。

| 日  | 月  | 火   | 水  | 木  | 金  | 土                                     |
|--|--|---|--|--|--|---------------------------------------|
| 4.30   | 1  | 2   | 3  | 4  | 5  | 6                                     |
|  | ◆母子健康手帳交付・<br>母親学級（受付9:00<br>～9:20 役場1階保<br>健室）<br>～11:00終了<br><br>◆椿の会<br>（午後2:00～3:00）<br>吉田病院<br><br>●総合体育館 休館日 | ◆社会保険出張相談<br>（受付9:00～11:30,<br>13:00～14:30）<br>多良木町役場 | 憲法記念日<br><br> | 国民の休日<br><br>  | こどもの日<br><br> | ◆断酒友の会（午後<br>7:00～9:00）錦町総<br>合福祉センター |
| 7  | 8  | 9   | 10   | 11   | 12   | 13                                    |
| ●家庭の日  | ●総合体育館 休館日   |   | ◆院内断酒会（午後<br>2:00～3:30）光生病<br>院  | ◆あすなろ会（午後<br>7:00～8:00）多良木<br>町保健センター  | ◆心の健康相談（受<br>付14:00～事前予約）<br>人吉保健所<br><br>◆フレンド会（受付<br>11:00～事前予約）<br>人吉保健所                      | ◆断酒友の会（午後<br>7:00～9:00）錦町総<br>合福祉センター |
| 14   | 15   | 16  | 17   | 18   | 19   | 20                                    |
| 相良中学校<br>体育大会                                  | ◆母子健康手帳交付・<br>母親学級（受付9:00<br>～9:20役場1階保健<br>室）～11:00終了<br><br>●総合体育館 休館日   |   |  | ◆3～4ヶ月児健診・<br>BCG接種（H18.1.6<br>～H18.2.5生）（受付<br>13:20～13:30 山江<br>村会場）～15:00終<br>了<br><br>◆社会保険出張相談<br>（受付9:00～11:30<br>、13:00～14:30）<br>人吉総合病院          | ◆断酒友の会（午後<br>7:00～9:00）錦町総<br>合福祉センター<br><br>◆院内断酒会（午後<br>7:00～8:00）吉田病<br>院                     | ●地域子育ての日<br>●地域パトロールの日                |
| 21   | 22   | 23  | 24   | 25   | 26   | 27                                    |
| 村民ソフトボール・<br>バレーボール（男<br>子）・ミニバレーボ<br>ール（女子）大会 | ◆椿の会（午後2:00<br>～3:00）吉田病院<br><br>◆断酒教室（午後<br>1:30～）人吉保健所<br><br>●総合体育館 休館日   |   |  | ◆6ヶ月育児学級<br>（H17.9～10月生）（受<br>付9:20～9:30）～<br>11:30終了<br><br>◆あすなろ会（午後<br>7:00～8:00）多良木<br>町保健センター   | ◆心の健康相談（受<br>付14:00～事前予約）<br>人吉保健所   | ◆断酒友の会（午後<br>7:00～9:00）錦町総<br>合福祉センター |
| 28   | 29   | 30  | 31   | <div style="text-align: center;"> <h2>相良村行政相談</h2> <p>日 時：5月19日（金）<br/>午前10時～午後3時<br/>場 所：相良村畜産研修センター<br/>対象者：どなたでも相談できます<br/>【問合せ先】役場総務課 行政係</p> </div> |  |                                       |
|  | ◆3歳児健診（H14.10<br>～12月生）（受付<br>13:20～13:30総合体<br>育館1階研修室）～<br>15:00終了<br><br>●総合体育館 休館日                             |   |  |  |  |                                       |

## 春の交通安全 運動実施!!

4月6日(木) J Aくま相良支所ガソリンスタンド横で、平成18年春の交通安全運動に伴う啓発活動が実施されました。

参加者(交通指導員・老人クラブ・相良村婦人会・深水駐在所・安全運転管理者・役員関係者)は午前7時に集合し、出発式を行った後、通勤中の車、1台1台にチラシと反射リストバンドを配布して、交通安全を呼びかけました。



タッチ運動では一台一台に交通安全を呼びかけました。



### 〃 運転中、 携帯電話使いま宣言! 〃

運転中の携帯電話は、会話に夢中になり、前方注視がおろそか、安全確認が不十分となったり、片手運転になり右左折の動作が遅れるなどの危険があります。運転中は、電源を切るか、ドライブモードにしましょう。使用は、安全な場所に車を停止させてからにしましょう。

### 村有施設の申請窓口は

4月1日から一括して、**相良村教育委員会**(総合体育館1階)で受付しています。

- |        |                |                |
|--------|----------------|----------------|
| 村有施設は、 | 1. 相良村総合体育館    | 6. 相良村運動公園     |
|        | 2. 上四浦集落センター   | 7. 相良村立学校施設    |
|        | 3. ふるさと館       | 8. 相良村構造改善センター |
|        | 4. 相良村生涯学習センター | 9. 相良村畜産研修センター |
|        | 5. 相良村弓道場      | 10. 相良村林業センター  |
- です。

なお、申請される場合は印鑑と、使用料が必要になります。

【問合せ先】相良村教育委員会 電話 35-1039

### 役場各課直通電話番号 市外局番 (0966)

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 総務課   | 35-0211 | 産業振興課 | 35-1034 |
| 企画課   | 35-1030 | 建設課   | 35-1035 |
| 税務課   | 35-1031 | 農業委員会 | 35-1037 |
| 保健福祉課 | 35-1032 | 議会事務局 | 35-1038 |
| 会計室   | 35-1033 | 教育委員会 | 35-1039 |



### 相良村の人口と世帯 (3月末現在)

|     |              |
|-----|--------------|
| 世帯数 | 1,696世帯 (Δ2) |
| 男性  | 2,588人 (Δ37) |
| 女性  | 2,944人 (Δ25) |
| 合計  | 5,532人 (Δ62) |

( ) 内は、先月末との差

|      |       |      |       |       |       |      |      |
|------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|
| 西福嶋  | 大志    | 恒松   | 敏子    | 藤田    | 美代子   | 豊岡   | 誠子   |
| (松葉) | (中四浦) | (十島) | (松馬場) | (松馬場) | (松馬場) | (区名) | (区名) |

### 香典返し (3月分)

相良村社会福祉協議会へ (敬称略)

いよいよ新年度が始まりました。心地よい日差しを受け春の花も満開で、みんなが穏やかに過ごしているこの時期に、突然、永江の川辺川の中州に60年以上前の不発弾が現れ、驚きました。間近に見ることは出来ませんが、無事に処理作業も終わりました。安心して下さい。(不発弾処理は次号で詳しく掲載予定です)

K・T

### 編集後記